

平成 21 年 1 月 9 日

総務大臣 鳩山 邦夫殿

財団法人 助成財団センター
理事長 松方 康

最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 92 条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

「最初の評議員の選任に関する理事の定め」

1. 選任方法

最初の評議員の選任は、最初の評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が選任する。

2. 理由

総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱（5）第 5 条（特例民法法人の最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可の申請の処理等）の規定に基づくもの。

3. 最初の評議員選定委員会

選定委員会は、理事会が別途定める「最初の評議員選定委員会設置・運営規則」（別添）により設置・運営するものとする。

以上

添付資料：平成 20 年 11 月 21 日臨時理事会議事録

最初の評議員選定委員会の設置・運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第92条に基づき、財団法人助成財団センター(以下「当センター」という。)が、移行登記日以降における最初の評議員の選任方法を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 当センターは前条の目的を達成するため、最初の評議員選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、移行登記日以降当センター評議員に就任すべき最初の評議員を選任する。

(選定委員会委員)

第3条 選定委員会は、現在の寄附行為上の評議員2名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名で構成し、うち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。

2 選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 当センターの理事、従業員又はこれらの者に該当する者であった者
- 二 当センターを重要な取引先とする者その他当センターと密接な関係又は重要な利害関係を有する者又はこれらの者に該当する者であった者若しくはこれらの者が法人又は団体である場合にはその役員又は従業員
- 三 前各号に該当する者の配偶者、三親等以内の親族又は使用人若しくは使用人であった者

3 選定委員会委員は理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(招集)

第4条 選定委員会は理事長が招集する。

(選任方法及び決議)

第5条 選定委員会は、理事会の推薦に基づき提出された最初の評議員各候補者案について審議し、決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報提供)

第6条 理事長は選定委員会における前条の審議に当たり、下記各号の情報を提供しなければならない。

- 一 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容
- 二 評議員候補者の経歴、選任理由、当センター及び当センターの理事又は監事との関係その他の評議員候補者に関する情報

(議事録)

第7条 選定委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

(設置期間)

第8条 選定委員会は、旧主務官庁の認可を受けた日から当センターの移行登記日までの間設置する。

附 則

この規則は、最初の評議員の選任方法について旧主務官庁の認可を受けた日より施行する。

選定委員会委員候補者

下記の候補者を選定委員会委員に委嘱する。

候補者氏名	職業等	当センターとの関係
(昭和 年生)	大学 × × × × 名誉教授 (履歴等)	関係なし
		関係なし
		関係なし
		当センター評議員
		当センター評議員